

事業所名	やわらぎ太子の家 美川					
介護保険事業所番号	石川県1772200711号					
事業所の所在地	白山市美川北町ル73番1					
事業所連絡先	076-282-7171(FAX076-278-6089)					
管理者	南 千里					
事業所の区分	地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業(通所介護相当サービス)、(通所型サービスA)					
事業の種類	地域密着型通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業		通所型サービスA(基準緩和型)			
運営の方針	介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を目的として通所介護サービス及び介護予防サービスを提供する					
サービス内容	健康チェック、機能訓練、日常動作に関する訓練、入浴、食事、送迎、指導及び相談		健康チェック、運動、食事、送迎、相談			
実施単位数	1単位					
利用定員	14名					
営業日	月曜日から土曜日(ただし、年末年始を除く)		火曜日、木曜日(ただし、年末年始を除く)			
サービス提供時間	9:00から16:15まで		10:00から13:00まで			
通常の事業の実施地域	白 山 市					
従業者の職種、員数	管理者(兼務)	1名				
	生活相談員(兼務)	1名以上				
	介護職員	1名以上				
	看護職員(兼務)	1名以上				
	機能訓練指導員	1名以上				
救急時の対応方法	サービス提供中に利用者の病状に急変、その他必要が生じた場合は、速やかに主治医、居宅介護支援事業者、ご家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます					
苦情受付窓口	受付担当	南 千里	連絡先	076-282-7171	月曜日～金曜日 9:00～17:00	
	解決責任者	南 千里	連絡先	同上	同上	
	第三者委員	下口 文博	連絡先	0761-74-0883	民生委員・当法人評議員	
		立花 隆雄	連絡先	0761-21-2428	税理士	
利用料 (自己負担額は、1割負担分の表記です。お支払いいただく利用者負担金は負担割合証に応じた金額になります。)	1.地域密着型通所介護事業 ご利用者の要介護度とサービス利用料金(1回につき)					
	基	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		7,530円	8,900円	10,320円	11,720円	13,120円
	本	サービス利用に係る自己負担額(1割負担)				
		753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円
	加	個別機能訓練加算Ⅰイ:1日につき560円(自己負担56円) 入浴介助加算Ⅰ:1日につき400円(自己負担40円) サービス提供体制強化加算Ⅰ:1回につき220円(自己負担22円)				
	2. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業 ご利用者の要介護度とサービス利用料金(1月につき)					
	基	事業対象者・要支援1		事業対象者・要支援2		
		17,980円		36,210円		
	本	サービス利用に係る自己負担額(1割負担)				
	1,798円		3,621円			
加	サービス提供体制強化加算Ⅰ:1月につき 880円(自己負担88円) 1760円(自己負担176円)					
算	生活機能向上グループ活動加算: 1月につき1,000円(自己負担100円)					
3. 通所型サービスA(基準緩和型) ご利用者の要介護度とサービス利用料金(1月につき)						
基	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援2(週1回利用の場合)			
	14,380円	28,970円	14,740円			
本	サービス利用に係る自己負担額(1割負担)					
	1,438円	2,897円	1,474円			
加	サービス提供体制強化加算Ⅰロ:1月につき 880円(自己負担88円) 1760円(自己負担176円) 880円(自己負担88円)					
算	生活機能向上グループ活動加算: 1月につき1,000円(自己負担100円)					
共通加算・減算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ:1月につき+所定単位数×92/1000 加算 科学的介護推進体制加算:1月につき400円(自己負担40円) 送迎減算:片道1回につき-470円(自己負担-47円)					
その他の費用	① 食費(1食):650円(令和7年5月から670円) ② 日常生活上必要となる諸費用:実費 ③ レクリエーション費:1ヶ月あたり500円 ④ 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用: 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1kmにつき100円		① 食費(1食):650円(令和7年5月から670円) ② 日常生活上必要となる諸費用:実費 ③ 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用: 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1kmにつき100円			
サービス利用にあたっての留意事項	サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。					